

## 役員及び評議員の費用弁償等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明星福社会の役員及び評議員の費用弁償等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により費用弁償をすることができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を行うことができる。ただし、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る費用弁償を行わないものとする。

### (役員及び評議員の費用弁償)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は別表2により費用弁償を行うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を行うことができる。ただし、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る費用弁償を行わないものとする。

### (監事の費用弁償)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を行うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る費用弁償を行わないものとする。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により費用弁償を行うことができる。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出席する場合は、別表3により費用弁償及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実質を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に既算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成22年6月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬
理事会出席費用弁償	5,000円
評議員会出席費用弁償	5,000円

別表2

名 称	報 酬
理事長業務費用弁償	5,000円
理事及び評議員業務費用弁償	5,000円
監事監査指導費用弁償	5,000円

別表3

旅費	宿泊費	費用弁償(1日)	その他
実費	実費	5,000円	実費